

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月25日

北上地区消防組合消防本部
消防長 菊池洋幸

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月25日

北上地区消防組合消防本部
消防長 菊池洋幸

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程（平成24年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
様式第1号（第2条関係） 貸与申請書								様式第1号（第2条関係） 貸与申請書							
消防長 様				(年度)				消防長 様				(年度)			
所属		階級		番号		氏名		所属		階級		番号		氏名	
品目	点数	貸与希望 品目(○)	サイズ	使用 期間	前回貸与 年度	備考		品目	点数	貸与希望 品目(○)	サイズ	使用 期間	前回貸与 年度	備考	
[略]								[略]							
その他	[略]							その他	[略]						
	ゴーグル	50			3				ゴーグル	50			3		
									保冷ベスト	40			2		
合計点数		点						合計点数		点					
備考 改正部分は、下線の部分である。															

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。